

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

大河原町の人口は、昭和40年代から、転出者が転入者を上回る若干の社会減の傾向の中で、県内市町村と比較して高い出生率による自然増により、人口の微増が続けてきたが、近年では、出生率の減少等による自然減の傾向に伴い、緩やかな人口減少傾向に入っている。

大河原町における中小企業・小規模事業者は、事業所数の99%を占め、町経済の発展と雇用促進に大きく貢献しているため、今後も、中小企業・小規模事業者の成長・発展が欠かせないものである。

しかし、中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、長く続いたデフレ、不安定な為替相場、東日本大震災による地域経済への大きな影響や東京電力福島第一原子力発電所事故による風評被害等、大変厳しい状況が続いており、その業況は、労働生産性は伸び悩み、また、所有する設備の老朽化も進んでいる。

本町の産業構造は、「卸売業、小売業」と「製造業」が売上金額、従業者数ともに多く、「生活関連サービス業、娯楽業」の売上金額がそれに続く形となっている。従業員一人当たりの売上金額は、それぞれ「卸売業、小売業」21百万円、「製造業」14百万円、「生活関連サービス業、娯楽業」11百万円である。

「医療、福祉」、「宿泊業、飲食サービス業」は、従業員数は多いものの売上金額が少なく、従業員一人当たりの売上金額は、それぞれ、「医療、福祉」7百万円、「宿泊業、飲食サービス業」4百万円であり、労働生産性の改善が求められる分野である。

また、「不動産業、物品賃貸業」は、売上自体は高いものではないが、従業員1人当たりの売上金額が17百万円と「卸売業、小売業」に次ぐ数値となっており、労働生産性の高さが伺える。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促し、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させる等して、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えて、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図ることを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率３％以上向上することを目標とする。

２ 先端設備等の種類

大河原町の中小企業・小規模事業者の生産分類は多種多様であり、多様な産業が大河原町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で、広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象となる先端設備等の種類については、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備の全てとする。

３ 先端設備等の導入の促進に関する事項

（１）対象地域

大河原町の中小企業・小規模事業者は町内に広く立地しており、これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画における対象区域は本町全域とする。

（２）対象業種・事業

大河原町の産業は、「農林水産業」、「卸売業、小売業」、「製造業」、「宿泊業、飲食サービス業」等、多様であり、各産業の相互発展により地域商圈が形成されているなど、町経済への貢献が多大であることから、本計画において対象とする業種は全てとする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、ＩＴ導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率３％以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業等を対象とする。

４ 計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

令和５年６月２０日～令和７年６月１９日

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間、５年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組は先端設備等導入計画の認定対象としない。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ③ 町税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格 A 4 とする。